

指定玄海園居宅介護支援サービス

重要事項説明書

社会福祉法人 天 寿 会

「指定玄海園居宅介護支援サービス」重要事項説明書

社会福祉法人 天寿会

**当施設は介護保険の指定を受けています。
(佐賀県指定 第 4171400239 号)**

当事業所は、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを
次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3～6
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. 事故発生時の対応について	6
8. サービス提供に関する相談、苦情の受付について	7～8
9. 虐待の防止について	8
10. 業務継続計画の策定等について	9
11. 衛生管理等について	9

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 天寿会
- (2) 代表者氏名 理事長 諸隈 中
- (3) 法人所在地 佐賀県北多久町大字小侍 640 番地 1
電話番号 0952-74-3100
FAX 0952-74-3137
- (4) 設立年月 昭和 52 年 9 月 19 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 要介護状態等となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 指定玄海園居宅介護支援サービス
- (4) 事業所番号 4171400239 号（平成 26 年 7 月 1 日指定）
- (5) 事業所の所在地 佐賀県東松浦郡玄海町大字平尾 380 番地 1
電話番号 0955-80-0378
FAX 0955-51-3601
- (6) 事業所長（管理者） 黒木 和美
- (7) 当事業所の運営方針
 - ①利用者の心身の状況、その置かれている環境等、また、利用者の選択に基づいて適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
 - ②指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定サービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
 - ③事業の運営に当たっては、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- (8) 開設年月 平成 26 年 7 月 1 日

(9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[介護老人福祉施設] 平成 19 年 4 月 1 日指定 4171400098 号 定員 92 名

[短期入所生活介護] 平成 19 年 4 月 1 日指定 4171400239 号 定員 8 名

[障害者短期入所] 平成 21 年 9 月 1 日指定 4110700020 号 定員 8 名

[認知症対応型共同生活介護]

グループホームつばき 平成 23 年 2 月 23 日指定 4191400011 号 定員 9 名

グループホーム玄海園 平成 29 年 7 月 1 日指定 4191400029 号 定員 9 名

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 東松浦郡玄海町・唐津市・長崎県松浦市鷹島町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（土日祝日、12月31日～1月3日を除く）
営業時間	8:30～17:30

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※配置の職員については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非常勤	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1名 (※1)	0名	1名	運営管理
2. 介護支援専門員	1名 (※2)	1名 (※3)	1名以上	介護保険申請代行、 居宅サービス計画作成、 サービス連絡調整、 各種相談等

(※1) 特別養護老人ホーム玄海園施設長、グループホームつばき管理者、
グループホーム玄海園管理者、高齢者向け住宅玄海園管理者と兼務

(※2) 高齢者向け住宅玄海園相談員と兼務

(※3) グループホーム玄海園計画作成担当者と兼務

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

【サービスの内容】

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉

① 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

居宅介護支援の提供にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、ご契約者又はそのご家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。



② 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、ご契約者又はそのご家族は当該地域における複数の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を紹介するよう求めることができ、また居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

尚、当事業所の居宅サービス計画書の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は重要事項説明書別表の通りです。



③ 介護支援専門員は、ご契約者及びそのご家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。



④ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案を盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びそのご家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びそのご家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に
行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅
サービス業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を
行います。
- ・少なくとも1ヵ月に1回ご契約者の居宅を訪問し、ご契約者及び
そのご家族に面接しモニタリングを行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供を行います。

⑤ 病院又は診療所へ入院された場合

ご契約者が、病院又は診療所へ入院する必要がある場合には、担当の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、ご契約者又はそのご家族に対し事前に協力を求めます。

【サービス利用料金】

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、重要事項説明書別表のサービス利用料金の全額を一旦お支払いください。

(2) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

尚、自動車を使用した場合は、次の通り請求いたします。

- ・事業所から片道 15 km未満：無料
- ・事業所から片道 15 km以上：50 円/km

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)【サービス利用料金】の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し
ご請求しますので翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 下記指定口座への振り込み

指定口座 佐賀銀行 多久支店 普通預金 1544308

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：Q ネット加盟金融機関（別紙一覧参照）

前記(2)の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払いください。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替等（契約書第7条参照）

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の
不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員
が業務上不相当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、
事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、
ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 事故発生時の対応について

ご契約者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、
ご契約者のご家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

また、ご契約者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した
場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）窓口】 玄海町役場 健康福祉課	所在地 : 東松浦郡玄海町大字諸浦 348 番地 電話番号 : 0955-52-2220 FAX : 0955-52-2813 受付時間 : 8:30~17:15（土日祝日、年末年始を除く）
-----------------------------	--

尚、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 : 東京海上日動火災保険株式会社
保険名 : 超ビジネス保険（企業活動包括保険）
保障概要 : 休業補償、賠償責任補償

8. サービス提供に関する相談、苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した居宅介護支援に係わるご契約者及びそのご家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下の通りとします。

① 苦情の受付

○苦情受付担当者

[職名] 介護支援専門員 山口 泰

・連絡先 : 電話番号 0955-80-0378

FAX 0955-51-3601

・受付時間: 月曜日～金曜日 8:30～17:30

○苦情解決責任者

[職名] 管理者 黒木 和美

○第三者委員

・佐田 拓光 (連絡先: 092-531-6032)

・田中 鈴子 (連絡先: 0952-74-3349)

② 苦情対応の手順



〈解決案の提示〉

- ・担当者は、受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告する。
- ・苦情解決責任者は、苦情内容及び調査結果に基づいて解決案を作成し、申出人と話し合い解決に努める。
- ・解決案について、必要に応じて第三者委員からアドバイスを受ける。
- ・円滑に苦情解決を図るため、苦情解決責任者は申出人に対し、適宜、検討状況を報告する。
- ・解決が不調な場合は、自治体の定める委員会、もしくは国民健康保険連合会などの機関を紹介し苦情解決にあたる。

〈解決案の実施〉

- ・合意した解決案を迅速かつ確実に実施する。
- ・担当者は、苦情受付から解決までの経過と結果を「是正予防処置報告書」に記録する。
- ・苦情解決責任者は「苦情解決結果報告書」を迅速に作成し、申出人や第三者委員に通知する。また、改善の約束をした場合は、その結果も含めて通知する。
- ・記録の保存は5年間とする。

(2) 公的苦情受付機関

玄海町役場 健康福祉課	所在地 : 東松浦郡玄海町大字諸浦 348 番地 電話番号 : 0955-52-2220 F A X : 0955-52-2813 受付時間 : 8:30~17:15 (土日祝日、年末年始を除く)
佐賀県国民健康保険 団体連合会	所在地 : 佐賀市呉服元町 7 番地 28 号 電話番号 : 0952-26-1477 F A X : 0955-26-6123 受付時間 : 8:30~17:15 (土日祝日、年末年始を除く)
佐賀県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 : 佐賀市鬼丸町 7 番 18 号 (佐賀県社会福祉協議会内) 電話番号 : 0952-23-2151 F A X : 0952-28-4950 受付時間 : 8:30~17:15 (土日祝日、年末年始を除く)

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対して虐待を防止するための研修を定期的実施しています。
- (4) 従業者又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (5) 上記措置を適切に実施するための担当者を配置しています。

[担当者] 介護支援専門員 山口 泰

10. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

※業務継続計画の策定等については、令和6年3月31日までに実施します。
（当該事項は、令和6年3月31日までの間は努力義務とされています。）

11. 衛生管理等について

事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定玄海園居宅介護支援サービス

説明者職名 介護支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名 印

代筆者 氏名 印

(続柄：)

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員又は従業員は、在職中はもとより退職後においても居宅介護支援を提供する上で知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2. 損害賠償について（契約書第12条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期限満了日までですが、契約期間満了日までの2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と要支援と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設へ入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの中途解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

附則 この重要事項説明書は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この重要事項説明書は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。尚、従前の規定は廃止する。

附則 この重要事項説明書は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。尚、従前の規定は廃止する。